

貸金庫規定

株式会社山梨中央銀行
(2022年10月1日現在)

1. (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利証その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から1年後の応答日の属する月の末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (使用料)

- (1) 貸金庫の使用料は、契約日の属する月を1か月として、その月の分から当行所定の使用料1か月分を後払いするものとし、翌月10日(休日の場合は翌営業日)に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しの上使用料に充当します。振替日において指定預金口座の残高が使用料の金額に満たないときは、ただちに入金してください。この場合、当行は振替日以外であってもこの口座振替の方法で自動引き落としすることができるものとします。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。この場合には、当行所定の方法により、事前に借主へ通知します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約時に解約日の属する月を1か月として、その月の分の当行所定の使用料を支払ってください。

4. (鍵等の保管)

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会のうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。
- (2) カード式貸金庫の場合は、借主および借主があらかじめ届出た代理人(以下「代理人」といいます)に「貸金庫ご利用カード」(以下「カード」といいます)を発行しますので、カードは借主および代理人が保管してください。

5. (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 手動型貸金庫の場合
 - ① 開庫にあたっては、当行所定の貸金庫開扉票に届出の印章により記名押印して提出してください。
 - ② 格納品の出し入れは、当行所定の場所で正鍵により開庫して行ってください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
- (3) カード式貸金庫の場合
 - ① 開庫にあたっては、借主または代理人が暗証番号照合機にカードを挿入し、届出の暗証番号を入力し開庫操作を行ってください。
 - ② 格納品の出し入れは当行所定の場所で正鍵により開庫して行ってください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠ならびに所定の位置への返却を確認してください。
 - ③ 停電、故障等によりカードによる暗証番号照合機の取扱いができないときは、当行所定の貸金庫開扉票に、借主または代理人の氏名および暗証番号を記入して、カードとともに提出してください。
- (4) 貸金庫内箱の所定の位置への返却については、借主または代理人が責任を持って行ってください。なお、貸金庫内箱の返却を失念したことにより格納品の紛失、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. (届出内容の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、代理人、住所、暗証番号、取引を行う目的、職業、法人の場合における代表者の役職、住所、氏名および事業の内容、25%超の議決権をお持ちの方等の住所、氏名もしくは名称、その他の届出内容に変更があったときは、直ちに書面その他当行所定の方法によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
正鍵、カードを失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった氏名もしくは名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

7. (印章、鍵、カードの喪失時等の取扱い)

- (1) 印章、正鍵もしくはカードを失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (3) カードを失った場合またはき損した場合は、再発行に要する費用を支払ってください。

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)または(2)と同様に書面によって届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に書面によって届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (暗証照合等)

- (1) カードの所有権は、当行に帰属するものとし、借主および代理人に貸与します。カードは、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。
- (2) 暗証は生年月日、電話番号、連続番号等他人に知られやすい番号は避けるとともに、他人に知られないよう善良な管理者の注意をもって管理してください。
- (3) 暗証番号照合機により、カードを確認し暗証番号照合機操作の際に使用された暗証番号と当行に届出の暗証番号との一致を確認して、貸金庫の開庫その他の取扱いをしましたうへは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、第5条第3項③の場合に窓口においてカードを確認し、貸金庫開扉票に記載の暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いしました場合にも同様とします。

10. (印鑑照合等)

貸金庫開扉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

11. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

13. (解約等)

- (1) この契約は、借主または代理人の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、および届出の印章、カード式貸金庫についてはカードも持参し、当行所定の手続をしたうへ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様に手続をしたうへ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
なお、後記②の借主について相続の開始があったときの解約の通知は、届出のあった住所・借主名(被相続人名)宛に行います。
 - ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めたとき
 - ⑦ 法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑧ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が契約を解約する必要があると判断したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または解約の通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうへ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して、次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を支払ってください。なお、当行はこの遅延損害金を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しに3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。
14. (貸金庫の修繕、移転等)
貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
15. (緊急措置)
法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
16. (譲渡、転貸等の禁止)
貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
17. (代理人)
この契約に関する代理人の権限は、借主について相続の開始があった後も消滅せず、この契約が解約されるまで存続するものとします。
18. (保証人)
保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。
19. (個人情報の取扱い)
個人情報の取扱いについては、借主に明示するとともに、貸金庫業務以外の目的で利用いたしません。
20. (規定の変更等)
- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上